地方債、平成22年度から令和3年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債、平成22年度から令和3年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債（臨時公共事業債分）及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額（平成22年度から令和3年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

Y_{22} ＝ 0.045

Y_{23} ＝ 0.044

Y_{24} ＝ 0.044

Y_{25} ＝ 0.044

Y_{26} ＝ 0.043

Y_{27} ＝ 0.042

Y_{28} ＝ 0.0422

Y_{29} ＝ 0.0422

Y_{30} ＝ 0.04180

$Y_{令元}$ ＝ 0.00030

$Y_{令2}$ ＝ 0.00100

$Y_{令3}$ ＝ 0.00175

Z_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るもの（平成14年度から平成20年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

AA_{14} ＝ 0.017

地方債、平成22年度から令和2年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債、平成22年度から令和2年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債（臨時公共事業債分）及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額（平成22年度から令和2年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

W_{22} ＝ 0.045

W_{23} ＝ 0.044

W_{24} ＝ 0.044

W_{25} ＝ 0.044

W_{26} ＝ 0.043

W_{27} ＝ 0.042

W_{28} ＝ 0.0422

W_{29} ＝ 0.0422

W_{30} ＝ 0.00025

$W_{令元}$ ＝ 0.00030

$W_{令2}$ ＝ 0.00100

X_n　平成n年度において発行について許可された臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るもの（平成13年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

Y_{13} ＝ 0.015

α　第1号算式の符号αに同じ。

Z_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るもの（平成14年度から平成20年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

AA_{14} ＝ 0.015